

食安輸発第0206002号
平成19年 2月 6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

イタリア産非加熱食肉製品（FUMAGALLI）の取扱いについて

標記については、平成17年3月8日付け食安輸発第0308001号において、平成18年3月31日付け事務連絡にて別途指示する製造業者が製造したイタリア産非加熱食肉製品について食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとし、平成18年度においても引き続き実施しているところです。

今般、FUMAGALLI INDUSTRIA ALIMENTARI SPA. の衛生管理の改善が図られたことから、当該検査命令を解除することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

また、当該製造者の衛生管理が有効に機能していることの検証及び食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、本日以降輸入される下記の食品については、当面の間、下記の検査項目についてモニタリング検査の頻度を50%として対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

なお、平成18年3月31日付け事務連絡の別添1の1を別添のとおり改正します。

記

1 対象食品

イタリア産非加熱食肉製品（加熱せずに食すものに限る。）

（FUMAGALLI INDUSTRIA ALIMENTARI SPA. で製造されたものに限る。）

2 検査項目

リステリア菌